

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定に基づき、静岡県農業振興地域整備基本方針を令和4年3月23日に変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定により公表する。

この基本方針は、下記の場所において縦覧に供する。

令和4年4月1日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県経済産業部農地局農地利用課

静岡県賀茂農林事務所

静岡県東部農林事務所（御殿場支所を除く。）

静岡県富士農林事務所

静岡県中部農林事務所

静岡県志太榛原農林事務所

静岡県中遠農林事務所

静岡県西部農林事務所（天竜農林局を含む。）